

山口県報

平成27年
3月31日
(火曜日)

目 次

○人委規則

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則……………一

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………一

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則……………二

地域手当に関する規則の一部を改正する規則……………二

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………三

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則……………三

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………三



給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十四号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和三十四年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三項を削る。

別表第一健康福祉部地域医療推進室及び健康増進課の項中「健康福祉部地域医療推進室」を「健康福祉部医療政策課」に改め、同表精神保健福祉センターの項の次に次のよ

うに加える。

身体障害者福祉センター
身体障害者福祉司（身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に従事する者に限る。）

一

別表第一身体障害者福祉センターの項を削り、同表農林総合技術センターの項を次のように改める。

農林総合技術センター	実習指導を担当する職員（農業担い手支援部に勤務する者（管理職手当を支給する職にある者を除く。）に限る。）	二
	獣医師（育成業務課に勤務する者に限る。）	一

別表第一農業大学の項を削り、同表特別支援学校の項及び小学校及び中学校の項中「一・二五」を「二」に改め、同表生活安全部地域課の項中「生活安全部地域課」を「地域部地域運用課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十五号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十年山口県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十七条」を「第十八条」に改める。

別表第一知事の事務部局の項中「スポーツ・文化局長」を「スポーツ・文化局長
子ども・子育て応援局長」に、「危機管理監」を「危機管理監
企業立地統括監」に、「児童相談所長（中央児童相談所長）を除く。」を「児童相談所長（中央児童相談所長）を除く。」に改め、「農林総合技術センター技術指導室長」を削り、「水産研究センター次長」を「農林総合技術センター

技術指導室長」を削り、「水産研究センター次長」を「農林総合技術センター

「次長 農業担い手支援部就農・技術支援室長」に改め、同表警察本部の項中

本部部長			
地域部長			一種
本部部長（地域部長を除く。）			

に改める。

別表第二の口 公安職給料表管理職手当月額表九級の項中

2種	95,000	1種	119,000
を		2種	95,000

に改める。

別表第三の口 公安職給料表管理職手当月額表九級の項中

2種	83,000	1種	104,000
を		2種	83,000

に改める。

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十六号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年山口県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「若しくは六級地」を「六級地若しくは七級地」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十七号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（昭和四十五年山口県人事委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条、第三条関係）

支 給 地 域	級 地
東京都特別区	一級地
つくば市	二級地
大阪市	二級地
京都市	二級地
広島市	五級地
福岡市	五級地
福津市	五級地
仙台市	六級地
岡山市	六級地
北九州市	七級地

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（支給割合の特例）

2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年山口県条例第四十一号）附則第九項の規定により読み替えて適用される一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）第十条の二第二項及び一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年山口県条例第四十二号）附則第九項の規定により読み替えて適用される一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号）第十二条の二第二項の人事委員会規則で定める割合は、次の表の上欄に掲げる地域に応じ、それぞれ同表の下欄に定め

る割合とする。

支 給 地 域	支給割合
東京都特別区	百分の十八
大阪市	百分の十五
つくば市	百分の十三
京都市	百分の十
広島市	百分の十
福岡市	百分の十
仙台市	百分の六
福津市	百分の五
岡山市	百分の五
北九州市	百分の三

3 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第九項の規定により読み替えて適用される一般職の職員の給与に関する条例第十条の三の人事委員会規則で定める割合は、百分の十五とする。

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十八号

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十七年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号イ中「総務部防災危機管理課」を「総務部消防保安課」に改め、同号二中「及び山口県立農業大学校」を削る。

第十九条第一項第三号中「生活安全全部地域課」を「地域部地域運用課」に改め、同項第五号中「刑事部捜査第一課」を「刑事部刑事企画課」に改め、同項第六号及び第十二号中「生活安全全部地域課」を「地域部地域運用課」に改め、同項に次の一号を加える。

二十 海上保安庁の巡視船に乗り組む職員が従事する遠隔地の離島周辺海域における

水上警戒作業で人事委員会の定めるもの
第十九条第二項に次の一号を加える。

十七 前項第二十号に掲げる作業 一日につき 千百円

附則第二項中「及び免震重要棟内」を「、免震重要棟内及び新事務棟内」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十九号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（昭和四十五年山口県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「総務部防災危機管理課」の下に「又は消防保安課」を加える。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年山口県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項中「審議監」を「企業立地統括監 審議監」に改め、「人事課」の下に「調整監、」を加え、「財政課の主査、主任及び主任主事」を「財政課の主査及び主任」に改め、「、地域医療推進室」及び「、企業立地推進室」を削り、

平成二十七年三月三十一日印刷
平成二十七年三月三十一日発行

発行人所

山口県知事

児童相談所	所長 次長 総務課長	を
身体障害者福祉センター	所長 総務課長	に改め、
児童相談所	所長 次長 総務課長	を削り、同表
身体障害者福祉センター	所長 総務課長	

教育委員会の事務局等の項中「教育長 教育次長」を「教育次長」に、「室次長及び主任」を「室次長及び主査」に改め、同表監査委員事務局の項中「主幹」を「監査監」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。